防　災　対　策　の　推　進

安全・安心に暮らせる住宅・建築物の整備について

【国土交通省】

■　要請事項

建築物の耐震化や高齢者等の居住の安全確保に向けて、各施策の充実強化を図るために必要な財政措置を講ずること。

■　要請の背景

○　首都圏において東海地震や関東直下型地震発生の切迫性が指摘されるなか、建築物が集積し甚大な地震被害が想定される本市では、既存建築物の耐震化の促進が急務であり、これまでも耐震対策の制度拡充に努めてまいりました。さらに、国における耐震改修促進法の改正の動きに合わせ、住宅・建築物の立地や利用目的等を勘案し、耐震性の向上を図る各種施策の検討を行い、耐震化の推進を図ります。

○　また、高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、公営住宅の整備を始め、サービス付き高齢者向け住宅や高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進など、安全・安心な暮らしを支える良質な住宅の供給に向けた取組を推進しています。

■　費用

○　平成２６年度事業費　約７５．１億円（国費　約３６．９億円）

・　住宅・建築物の耐震対策事業　　約１３．５億円（国費　約６．５億円）

・　公営住宅整備事業等　　約６１．６億円（国費　約３０．４億円）

■　効果等

○　住宅・建築物の耐震性向上による安全性の確保

○　良質な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定

住宅・建築物の耐震対策事業

■民間建築物（市内全域）

・木造住宅耐震対策事業（耐震診断、耐震改修）
・民間マンション耐震対策事業（予備診断、耐震診断、耐震設計、耐震改修）
・特定建築物耐震対策事業（耐震診断、耐震設計、耐震改修）
・小規模福祉施設等耐震対策事業　・宅地防災工事助成事業　　等

■公営住宅等（詳細下図）

・市営住宅等耐震化事業（千年前田住宅　他４か所）

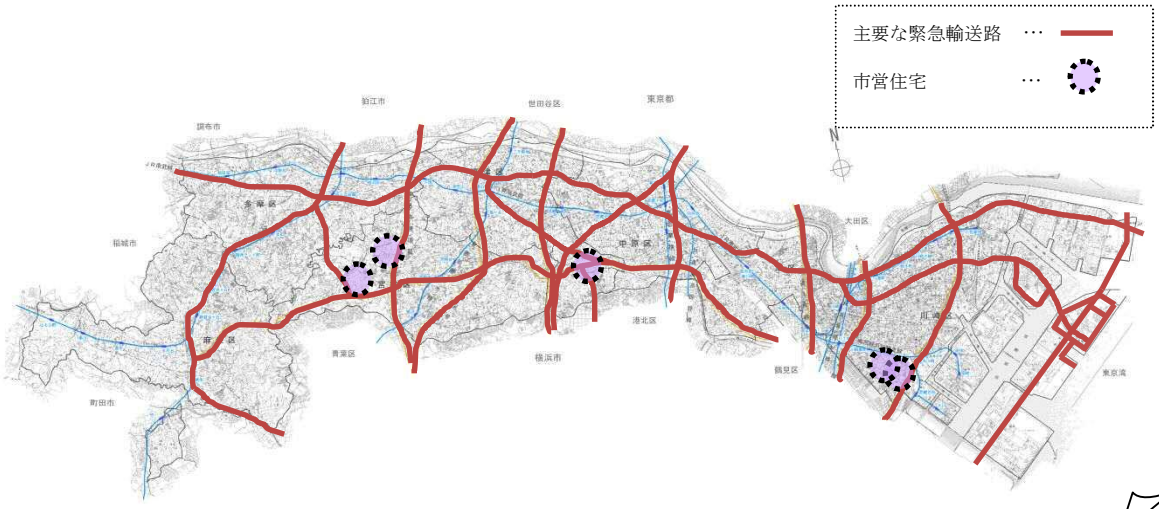

公営住宅等整備事業等

■公営住宅整備事業

・小向（２期）、塚越住宅
・大島、末長（１期）住宅
・中野島（１期、２期）住宅　　等

■高齢者、障害者等の居住の安定

・サービス付き高齢者向け住宅（国の直接補助）
・高齢者向け優良賃貸住宅建設費補助
・マンション共用廊下等段差解消工事
・子育て等あんしんマンション事業
・住情報提供事業
・居住支援推進事業　　等

この要請文の担当課／まちづくり局指導部建築情報課　TEL 044-200-3015
まちづくり局市街地開発部住宅整備課　TEL 044-200-2993

消防施設及び緊急消防援助隊の整備について

【総務省】

■　要請事項

１　消防施設の整備について必要な財政措置を講ずること。

２　緊急消防援助隊の整備について必要な財政措置を講ずること。

■　要請の背景

○　本市においては、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の防災拠点となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、さらなる消防力の充実・強化を図っています。

○　このようなことから、防災拠点となる消防施設の老朽化対策や耐震対策など消防署所の早期改築・改修が求められており、これらの改築・改修事業の計画的な推進が喫緊の課題とされています。

○　国では、大規模な地震災害や特殊災害などへの対応力を強化するため、緊急消防援助隊の増強整備を進めており、東日本大震災では、国からの要請に基づき、被災地に向けて本市からも緊急消防援助隊を派遣し、活動してきたところです。

○　今回のような大規模な災害等に即応するためには、消防車両等の装備の充実強化とともに、緊急消防援助隊の円滑な運営のための活動拠点施設を整備するほか、消防救急無線の広域化・共同化事業(デジタル化）を早期に推進する必要があります。

■　費用

○　平成２６年度事業費

・　消防施設整備事業等　　約　８億円

・　緊急消防援助隊設備整備事業等　約２４億円

■　効果等

○　整備計画の前倒しによる、大規模災害への対応力の早期確立

消防施設整備事業等

区　分			平成25年度	平成26年度	平成27年度
事業概要	麻生消防署柿生出張所		改　築 （本体工事等）	—	—
	宮前消防署菅生出張所		—	改　築 （設計等）	改　築 （本体工事等）
	多摩消防署宿河原出張所		—	—	改　築 （設計等）
	臨港消防署千鳥町出張所桟橋		改　築 （設計等）	改　築 （本体工事等）	—
	訓練場	緊急消防援助隊 活動拠点施設	新　設 （設計等）	新　設 （本体工事等）	新　設 （本体工事等）
		訓練塔・補助訓練塔	改　築 （耐震対策）	改　築 （耐震対策）	—
	消防団	多摩消防団 生田分団東生田班	改　築 （耐震対策）	改　築 （耐震対策）	—
		高津消防団 橘分団新作班	—	改　築 （耐震対策）	改　築 （耐震対策）
	耐震性貯水槽		新　設 （5基）	新　設 （5基）	新　設 （5基）
	合計（概算）		約4億円	約8億円	約14億円

緊急消防援助隊設備整備事業等

区　分		平成25年度	平成26年度	平成27年度
事業概要	消防自動車等	10台	5台	9台
	救急自動車	4台	3台	4台
	救助消防ヘリコプター等	—	ヘリ1機・4設備	—
	ヘリテレ電送システム	—	2施設（地上・機上）	—
	消　防　艇	—	—	1艇
	合計（概算）	約7億円	約24億円	約12億円

※２６年度中に更新する
　ヘリコプター「そよかぜ２号機」
　　事業費：約１４億円
　　（右側の機体を更新）

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課　TEL　044－223－2512
消防局総務部施設装備課　TEL　044－223－2553
消防局警防部指令課　TEL　044－223－2639
消防局警防部航空隊　TEL　03－3552－0119

水道施設耐震化の推進について

【厚生労働省】

■　要請事項

１　大規模地震などの災害発生時においても施設の被害を最小限にとどめ、安定給水を確保するための耐震化対策や施設の安定稼動に欠かせない電力の確保対策について、必要な国庫補助制度の要件緩和及び財政措置を講ずること。

２　水道施設の再構築や老朽施設の更新を加速し、耐震化を促進させることについて、必要な国庫補助制度の要件緩和及び財政措置を講ずること。

■　要請の背景

○　東日本大震災の発生により、水道施設に甚大な被害が生じ、エネルギー供給が不安定な状態となり、施設稼動に影響が生じたことから、大規模災害時においても安定給水を確保するための耐震化対策や電力の確保対策が必要です。

○　本市の水道事業は事業創設以来、数次の拡張事業により増大する水需要に対処してきましたが、近年の水需要は伸び悩みの状況となり、給水能力と配水量のかい離が大きな課題のため、将来の的確な需要予測に基づく施設の再構築を実施し、効率的に耐震化を推進することが必要です。

○　拡張事業により整備した浄水場等の基幹施設や昭和４０年代に集中的に整備した管路は更新時期がせまっており、安全・安定給水を維持するためには、継続的に老朽化した水道施設の更新を実施し、耐震化を推進することが必要です。

○　今後、更なる水道施設の耐震化対策等を推進していくためには、多額の事業費を要しますが、財源の多くを水道料金で賄うことは、使用者の負担増加を招き、極めて困難な状況であることから、所要の財政措置等が必要です。

■　費用

○　平成２６年度計画事業費　約１０４億円（国費　約３．６億円）

川崎市水道事業の計画と現状

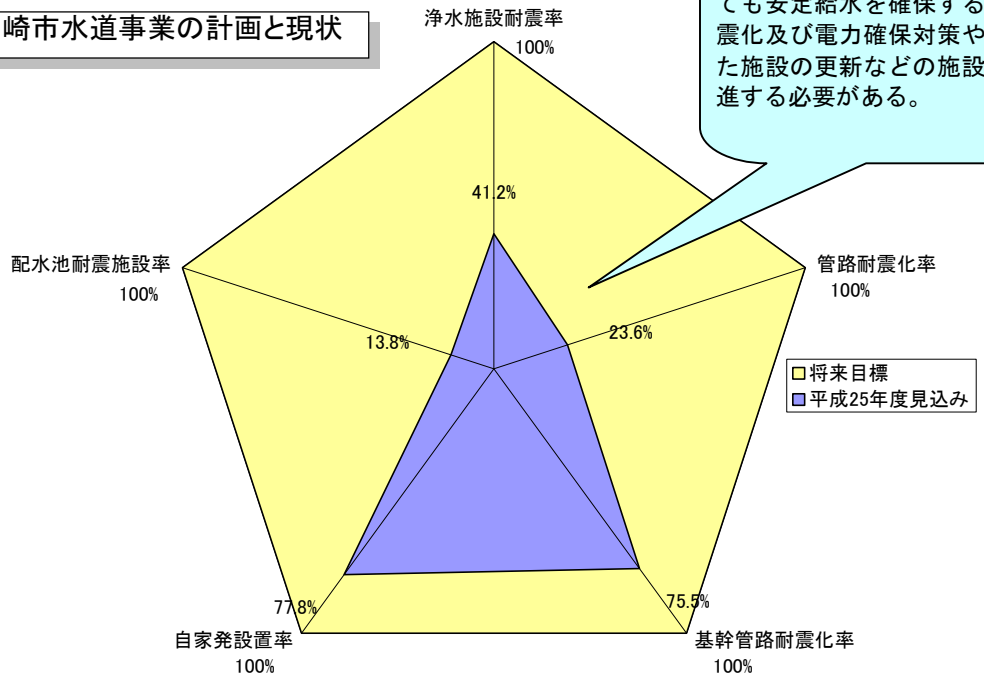

大規模地震などの災害時においても安定給水を確保するための耐震化及び電力確保対策や老朽化した施設の更新などの施設整備を推進する必要がある。

国の水道事業予算額（国費）と川崎市の国庫補助金の推移

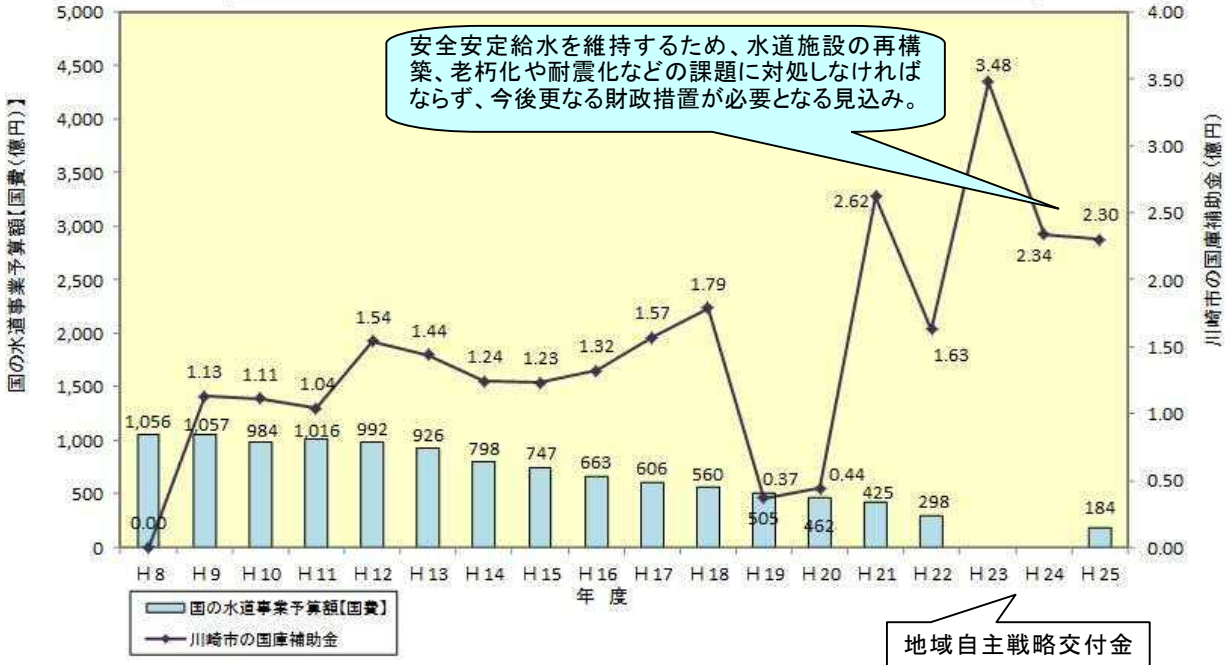

安全安定給水を維持するため、水道施設の再構築、老朽化や耐震化などの課題に対処しなければならず、今後更なる財政措置が必要となる見込み。

地域自主戦略交付金創設のため不明

この要請文の担当課／上下水道局水道部水道計画課　TEL044-200-2497

快 適 環 境 施 策 の 推 進

創エネ・省エネ・蓄エネの取組推進について

【経済産業省・環境省】

■　要請事項

１　低炭素社会及び自立分散型エネルギーシステムの構築に向け、公共施設や住宅等において、再生可能エネルギー源の利用といった創エネルギー、効率的なエネルギー利用を推進する省エネルギー、エネルギー利用の平準化を図る蓄エネルギーの取組が総合的に推進されるよう、更なる財政措置を講じること。

２　都市部における温暖化対策として活用が求められているにも関わらず、導入インセンティブが少ないエネルギー源（太陽熱・地中熱等）について、より一層の導入促進が図られるよう、更なる財政措置を講じること。

■　要請の背景

○　本市では、低炭素社会及び自立分散型エネルギーシステムの構築に向けて、住宅に太陽光発電設備や太陽熱利用設備、家庭用燃料電池、定置用リチウムイオン蓄電池を導入するにあたり補助を実施しています。

○　東日本大震災以降、電力需給の逼迫への対応として、集中管理されてきたエネルギーシステムから、自立分散型エネルギーシステムへの転換が求められています。このような状況下で、電力の「ピークカット」に貢献し、非常時における電源となるような創エネ・省エネ・蓄エネ機器を飛躍的に導入することが大変重要となっています。

○　エネルギー変換効率が 40～60％と高い太陽熱をはじめ、都市部における地球温暖化対策として活用が求められている再生可能エネルギー源について、より一層の利用促進を図るために、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のような導入インセンティブの創設など、利用促進を図るための更なる財政措置が必要となります。

■　効果等

○　再生可能エネルギーに加え、蓄電池を導入するなど創エネ・省エネ・蓄エネの取組を総合的に推進することにより、低炭素社会の実現に寄与するとともに、エネルギーを効率的に利用し、非常時においてもエネルギー源の確保が可能な自立分散型エネルギーシステムの構築に貢献します。

公共施設や住宅への創エネ・省エネ・蓄エネ機器の導入

公共施設や住宅において、再生可能エネルギー源の利用といった創エネ、効率的なエネルギー利用を推進する省エネ、エネルギー利用の平準化を図る蓄エネを組み合わせ、エネルギーを最適に制御する自立分散型エネルギーシステムを導入した災害に強い環境先進都市の実現を目指す。

＜公共施設における導入イメージ＞

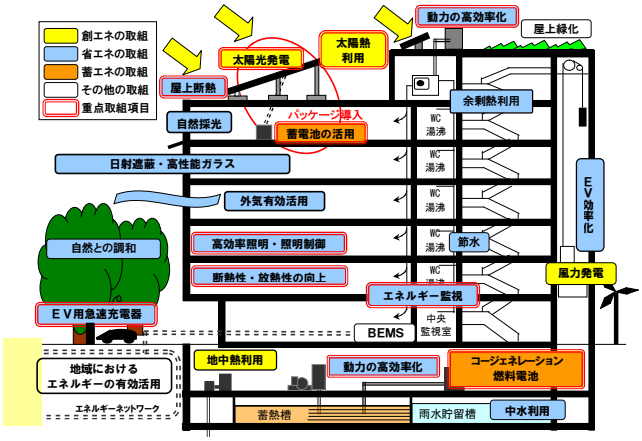

＜住宅における導入イメージ＞

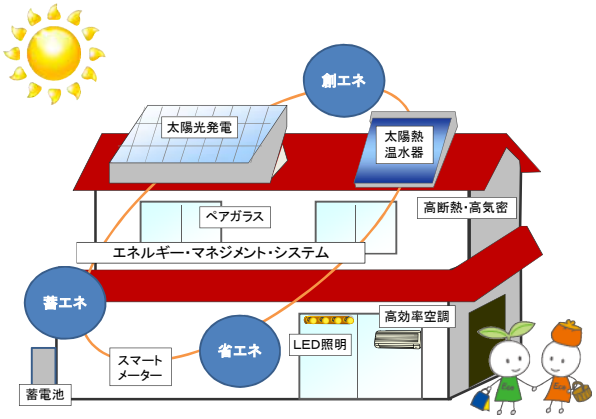

熱の有効利用に向けた取組

＜太陽熱利用設備の導入＞

＜地中熱利用空調システムの導入＞

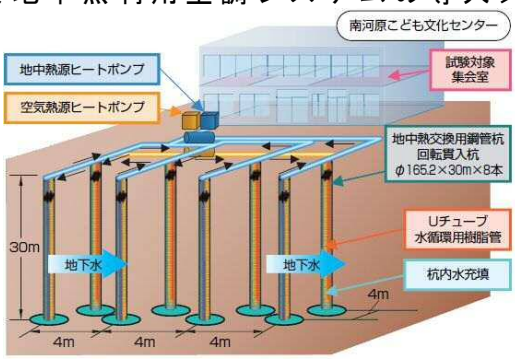

＜民間事業者による排熱利用の取組＞

この要請文の担当課／環境局地球環境推進室　　TEL　044－200－2865

微小粒子状物質（PM2.5）削減の取組について
【新規要請項目】

【環境省・経済産業省】

■　要請事項

１　国民の健康を保護するため、微小粒子状物質（PM2.5）の挙動や二次生成機構等の実態を早急に解明するとともに、総合的かつ広域的な対策の明確な方針を示すこと。

２　国と自治体が連携して、発生源の実態把握等の取組を行う場合は、自治体への財政支援を行うとともに、国が自治体に国際貢献の協力を要請する場合は、国が責任をもって費用の全てを負担すること。

３　効果的、効率的な広報を充実し、マスメディア等を有効に活用して国民の PM2.5 に対する不安の解消を図ること。

■　要請の背景

○　本市では、PM2.5 の測定体制の整備に取組み、常時監視については、平成２５年度中に一般環境大気測定局９局及び自動車排出ガス測定局９局の計１８局のうち、測定機の設置が可能な 13 局で整備が完了します。

○　本市では、平成２３年度から PM2.5 の成分分析を実施し、実態把握に努めておりますが、国において実効性のある総合的かつ広域的な対策が打ち出されていないため、早急に対策方針を策定することが必要となっています。

○　PM2.5 の発生源は、工場・事業場などの固定発生源やディーゼル車等の移動発生源のほか、暖房等様々な要因があり、また二次生成や移流等による広域影響も大きいため、広域連携等の様々な視点からの調査が必要で多額の費用を要します。さらに、シミュレーション等による対策の検討にも多額の費用がかかるため、自治体にとって多大な財政負担となります。そのため、自治体として対策を進めるには、国からの財政支援が必要となります。

○　また、大気汚染が問題となっている諸外国においては、公害を克服してきた経験及び先進的な環境技術による国際貢献が非常に重要であり、本市としても積極的に協力していきたいと考えています。一方で、国が実施する国際貢献にあたっては、協力する各自治体に実費を負担させるのではなく、国において費用の全てを負担すべきものと考えます。

○　平成２５年１月に中国で発生した PM2.5 の高濃度現象、その後に続いた国内への越境汚染により、PM2.5 に対する国民の社会的関心及び健康影響への不安が高まりました。このような状況に対応するため、国においては、多種多様な情報提供媒体を活用し、PM2.5 濃度の迅速かつ適切な公表とともに、不安解消を図るための効果的な広報を実施することが望まれます。

PM2.5の対策に関する問題点及び課題

対策に関する現状の問題点等

○　常時監視及び成分分析による実態把握を実施しているが、発生源及び広域影響等の解明が未だ十分ではなく、総合的かつ広域的な対策が打ち出されていないため、効果的な対策の実施が困難な状況である。

⇒　PM2.5に関する知見を集積し、広域影響や二次生成機構等を解明することで、対策の明確な方針を打ち出すこと。また、集積した知見及び解析結果を公表し、今後の対策に役立てること。

越境汚染に関する問題点等

○　大陸からの越境汚染については、実態の解明が不十分であるが、国内への影響が一定程度あると考えられている。また、越境汚染への社会的関心が高まるとともに、健康影響への不安も増加している。

⇒　大陸からの越境汚染の影響を調査するとともに、国内の先進的な環境技術を用いた国際貢献により、越境汚染の改善を図ること。また、PM2.5の濃度の適切な情報提供及び不安解消のための効果的な広報により、国民に安心・安全を提供すること。

PM2.5対策の取組の現状と国への要望

自治体による取組

○PM2.5の常時監視
○PM2.5の成分分析
○上記の測定体制の整備
○PM2.5削減対策の検討

広域連携による取組

○国立環境研究所、地方環境研究所、大学及び環境調査機関で連携し、広域調査によるPM2.5の実態調査
○発生源解析、高濃度解析等の手法によるPM2.5の実態把握
○対策につながる基礎的資料の蓄積

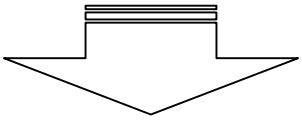

PM2.5の削減対策に必要な国の対応

1　自治体による測定及び広域連携による調査結果を集積及び解析し、PM2.5の総合的かつ広域的な対策の明確な方針を示す。
2　自治体と連携してPM2.5対策の取組を実施し、必要な財政支援を行う。
3　国際貢献に自治体の経験及び環境技術を活用する場合、費用の全てを国で負担する。
4　国民に対し、多様な情報媒体を活用した効果的かつ効率的な広報により、不安の解消を図る。

この要請文の担当課／環境局環境対策部環境対策課　TEL 044-200-2515
／環境局環境対策部交通環境対策課　TEL 044-200-2529

「(仮称)リサイクルパークあさお」整備推進について

【環境省】

■　要請事項

「(仮称)リサイクルパークあさお」整備事業について、必要な財政措置を講ずること。

■　要請の背景

○　川崎市では、廃棄物の発生が抑制され、リサイクルが推進され、適正処理が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する、循環型社会の構築という目標に向けて、市民・事業者・行政の協働のもと、３Ｒを基本として、ごみの減量・リサイクルを推進し、地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指しています。

○　こうした中で、王禅寺処理センターは老朽化による著しい焼却処理能力の低下がみられるなど、更新時期が到来していたことから、「(仮称)リサイクルパークあさお」整備事業を計画し、平成２３年度には新しい王禅寺処理センターごみ焼却処理施設が完成しました。

○　事業の推進にあたっては、旧王禅寺処理センターの解体撤去を行い、その跡地に資源化処理施設を建設します。

■　費用

○　平成２６年事業費

・資源化処理施設建設工事　　約８．８億円（対象事業費　約７．８億円）

（国費　約２．６億円）

■　効果等

○　地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指し資源の有効利用や地球温暖化の防止などに貢献します。

施設・処理能力

1　ごみ焼却処理施設　　４５０ｔ／日（１５０ｔ／日×３炉）

2　資源化処理施設

粗　大　ご　み	４０ｔ／５時間
空　　き　　缶	２０ｔ／５時間
ペットボトル	１２．５ｔ／５時間
空　　き　　瓶	２５ｔ／５時間

事業年度

・平成１９年度～平成２３年度　　ごみ焼却処理施設建設工事

・平成２３年度～平成２５年度　　王禅寺処理センター解体撤去工事

・平成２３年度～平成２７年度　　資源化処理施設建設工事

完成予想図

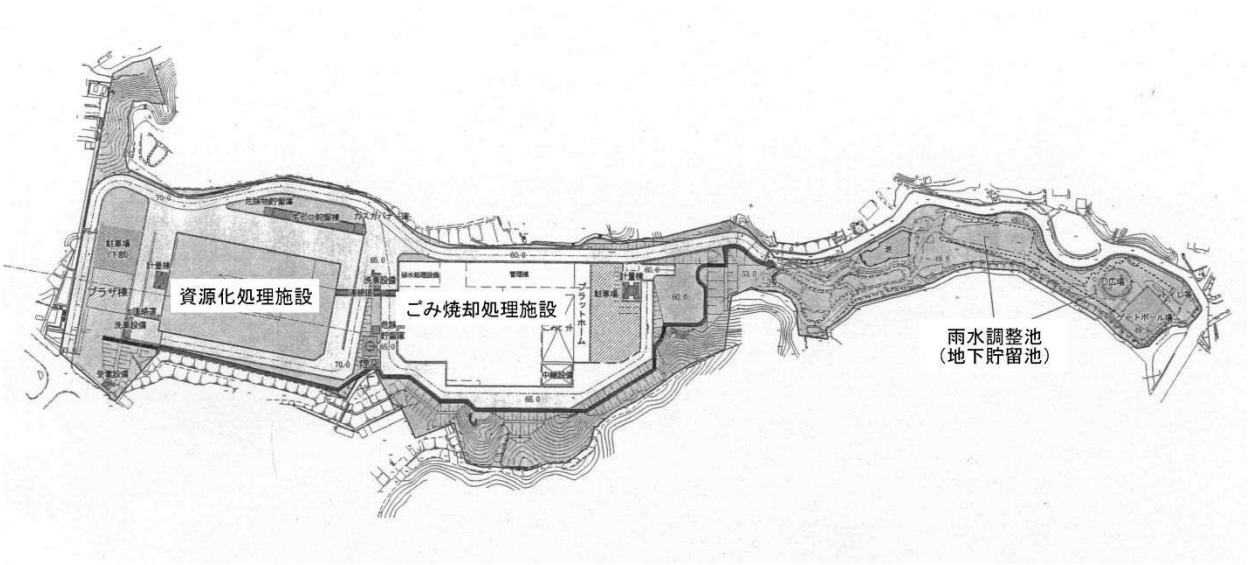

この要請文の担当課／環境局施設部施設建設課　TEL 044-200-3995

緑地保全事業について

【国土交通省】

■　要請事項

１　生物多様性の保全や地球温暖化対策等を推進するため、緑地保全事業について必要な財政措置を講ずること。

２　次の税制上の優遇措置等を講ずること。

・緑地保全制度適用緑地における地権者の持続的保有が可能な税制度の拡充

・緑地の用地買収に伴う譲渡所得の特別控除額の引き上げ

・物納された土地の無償貸付制度の復活や一括買収の緩和等の柔軟な制度の構築

■　要請の背景

○　本市では、平成２０年３月に緑の基本計画を改定し、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて新たな緑地保全目標（平成２９年度までに２７２ha の保全）を掲げています。しかしながら、市域の約８８％が市街化区域であり、首都圏の中心部に位置することなどから、依然として、土地需要が旺盛であることや、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっています。

また、樹林地の保全は、良好な都市環境の保全にあたり近年社会的な認識の高まりをみせる、生物多様性の保全や、地球温暖化対策の推進に寄与するものです。

■　費用

○　平成２６年度事業費　　約１５億円　（国費　約５．２億円）

・　特別緑地保全地区用地取得費　約５ｈａ　　約１４億円（国費　約４．７億円）

・　特別緑地保全地区整備費　　約　１億円（国費　約０．５億円）

■　効果等

○　都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上など。

川崎市の土地利用状況

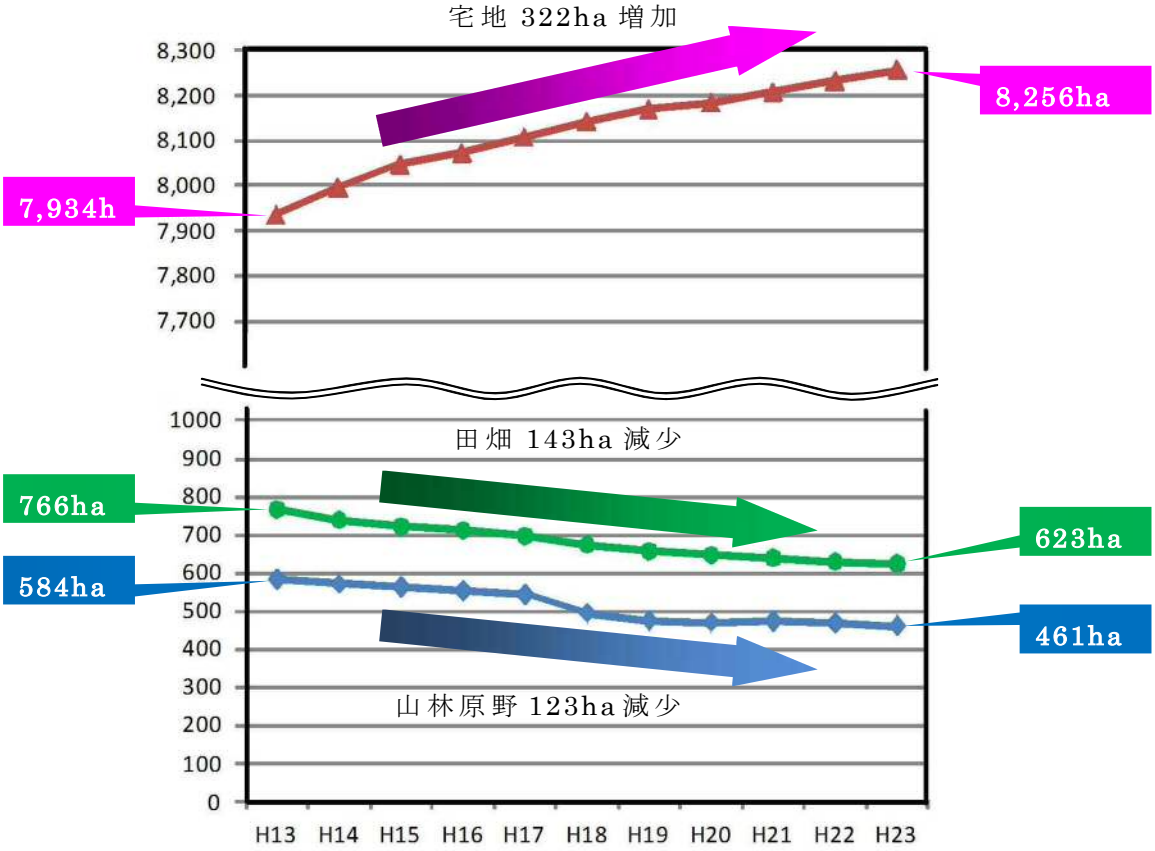

緑地保全の取組を着実に進める必要があります。

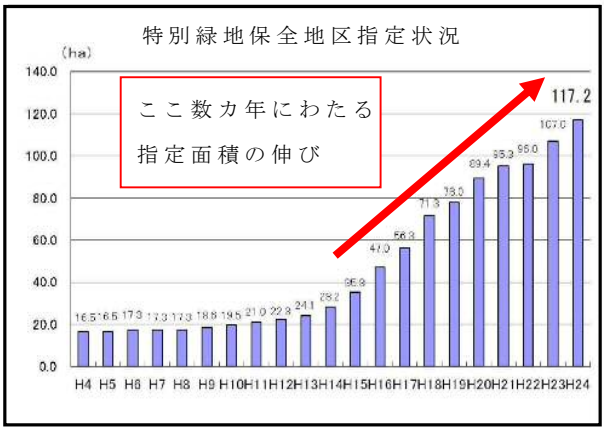

※法改正に伴い、従来の緑地保全地区は、平成16年度からすべて特別緑地保全地区に移行

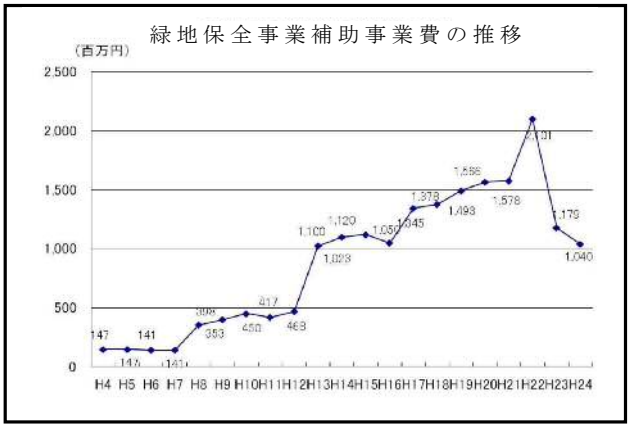

※当初内示額　平成12年度までは、緑地保全事業
※平成19年度、平成20年度については、緑地環境総合支援事業含む
※平成24年度は、今までの用地費に加え、工事費を計上

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部緑政課（緑地保全）　TEL 044-200-2381

公園等整備事業について

【国土交通省】

■　要請事項

本市の大規模公園である生田緑地、菅生緑地の整備及び防災・安全交付金事業の推進に必要な財政措置を講ずること。

■　要請の背景

○　本市は、市民が快適に暮らせるうるおいのあるまちづくりに向けて、緑の保全及び都市緑化の推進に取り組んでいますが、市民一人あたりの都市公園面積は、平成２３年度末現在３．８㎡にとどまっています。

○　広域避難場所に位置づけられている生田緑地は、本市最大の緑地であり、多様な主体が参加し、貴重な緑を活かした施設整備を進めています。また、菅生緑地では里山の景観を活かした施設整備を市民協働により進めています。

○　都市公園の安全安心を高めるため、公園施設のバリアフリー化や長寿命化計画策定調査を進めています。

■　費用

○　平成２６年度公園緑地整備事業費　約１２億円（国費　約４．３億円）

・用地取得費　約１０億円（国費　約３．３億円）

・整備費　約２億円（国費　約１億円）

■　効果等

○　防災機能の充実（広域避難場所等としての機能充実）

○　地球温暖化の抑制・ヒートアイランド現象の緩和

○　生物多様性の保全、水源・湧水地の保全

○　安全・安心なまちづくりの推進

生田緑地東口ビジターセンター

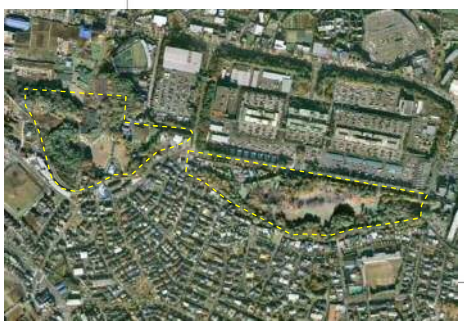

菅生緑地西地区入口

図　川崎市事業位置図

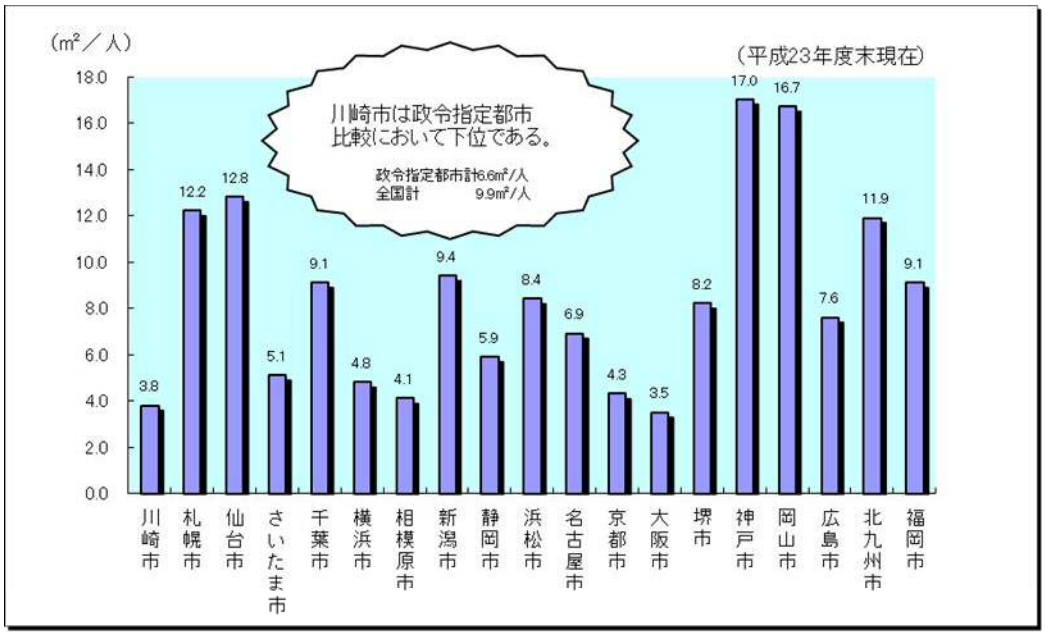

図　一人あたりの都市公園面積　政令指定都市比較

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部公園緑地課　TEL 044-200-2390

等々力緑地再編整備の推進について

【国土交通省】

■　要請事項

災害時の広域避難場所及びスポーツ・レクリエーションの拠点となる等々力緑地の再編整備の推進に必要な財政措置を講ずること。

■　要請の背景

○　広域避難場所である等々力緑地は、都市において豊かな水と緑に接することのできる総合公園として整備を進めてきましたが、陸上競技場や硬式野球場などの運動施設をはじめとした施設の老朽化が課題となっているとともに、災害時の活動拠点としての整備や、防災機能の強化が求められています。

○　本市の広域拠点として位置づけられている小杉駅周辺地区に隣接しており、ＪＲ横須賀線武蔵小杉駅の開業や大規模な都市型住宅の供給による人口の増加など、武蔵小杉駅周辺の大規模な再開発事業等も進む中、災害時において避難地・活動拠点として機能するオープンスペースの確保や、災害時に対応できる機能を有する施設整備を進めるなど、安全・安心な都市公園としての再整備を行うとともに、新たな玄関口にふさわしい都市景観の形成など、魅力を高めるまちづくりにつなげることが求められています。

■　費用

○　平成２６年度計画事業費　　約５４．１億円　（国費　約２６．４億円）

■　効果等

○　災害時の活動拠点としての活用（広域避難場所としての機能充実）

○　防犯性や安全性の向上により安全・安心なまちづくりへの寄与

○　利用者の利便性の向上と周辺まちづくりと連携した地域の賑わいの創出

位置図

都市公園事業（等々力緑地）

広域避難場所である等々力緑地において、陸上競技場や硬式野球場、正面広場等の施設を、災害時の活用や、通常時は地域の交流拠点となるよう整備を行います。

＜等々力緑地における防災に関する取組み＞

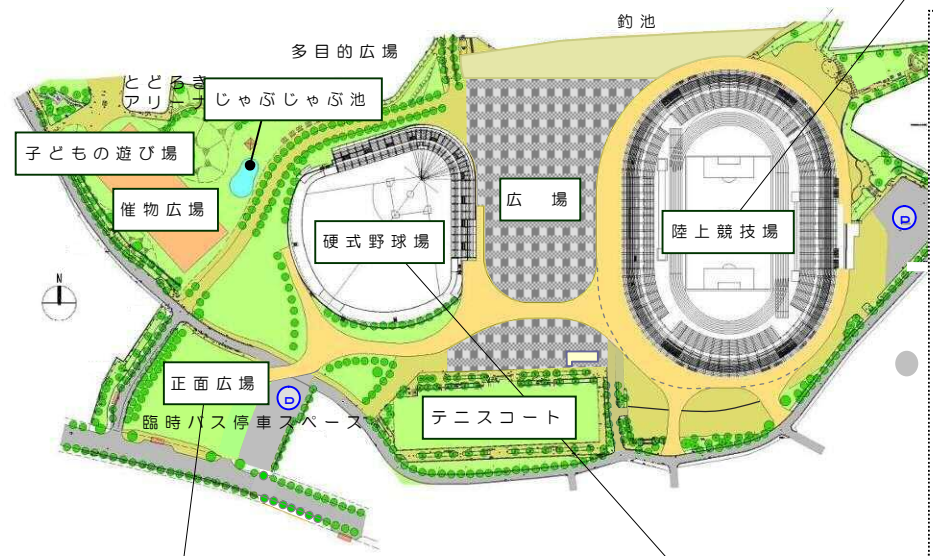

Ｊリーグやゴールデングランプリ陸上等の各種大会にも利用されています。

今後の費用の見込み

（単位：億円）

事業名称		H25 予算	H26 計画	H27 計画	H28 計画	H29 計画
陸上競技場第１期整備	事業費	約 1.5	約 48.3	約 1.7	0	0
	うち国費	約 0.8	約 24.2	約 0.9	0	0
硬式野球場整備	事業費	約 0.3	約 0.7	約 3.5	約 20.0	約 30.0
	うち国費	0	約 0.4	0	約 9.0	約 13.5
正面広場等整備	事業費	約 0.2	約 5.1	約 4.6	0	約 3.4
	うち国費	0	約 1.8	約 1.8	0	約 1.6

この要請文の担当課／建設緑政局等々力緑地再編整備室　TEL　044-200-2417

下水道整備事業の推進について

【国土交通省】

■　要請事項

１　地震などの災害時においても安定した下水道サービスの提供を可能とするため、施設・設備の耐震化や耐津波対策を推進するとともに、エネルギー自立型の施設を目指した所要の整備に必要な財政措置を講ずること。

２　老朽化した施設の再構築・再整備や温室効果ガス削減などの環境対策に必要な財政措置を講ずること。

３　東京湾の水質改善を実現するため、合流式下水道の改善や下水処理場の高度処理化に必要な財政措置を講ずること。

４　浸水対策としての雨水管きょの整備や、老朽化した下水管きょの再構築・再整備をより推進するため、指定都市と一般市との格差の是正を図り、必要な財政措置を講ずること。

■　要請の背景

○　下水道は市民生活を支える重要な都市基盤であり、大規模地震発生時でも下水道機能を損なうことのないよう、施設・設備の耐震化や「下水道地震・津波対策技術検討委員会提言」に基づいた耐津波対策、再生可能エネルギーの活用やエネルギー自立型処理施設の整備を推進する必要があります。

○　ライフラインとしての健全な機能確保のため、老朽化した施設の再構築・再整備等を継続的に行う必要があります。また、下水道は都市基盤としての役割に加え、水環境の健全化、資源・エネルギーの有効活用、温室効果ガスの削減等、多様な環境対策の役割を担っています。

○　合流改善や高度処理の基準達成には、施設整備に多額の費用を要する上、法令等で目標年度が定められているため、下水道経営に大きな影響を与えています。

○　局地的集中豪雨など、近年の気象変動に対応するための施設整備が必要です。

■　費用

○　平成２６年度計画事業費　約１６９億円（国費　約５２億円）

川崎市下水道事業の計画と現状

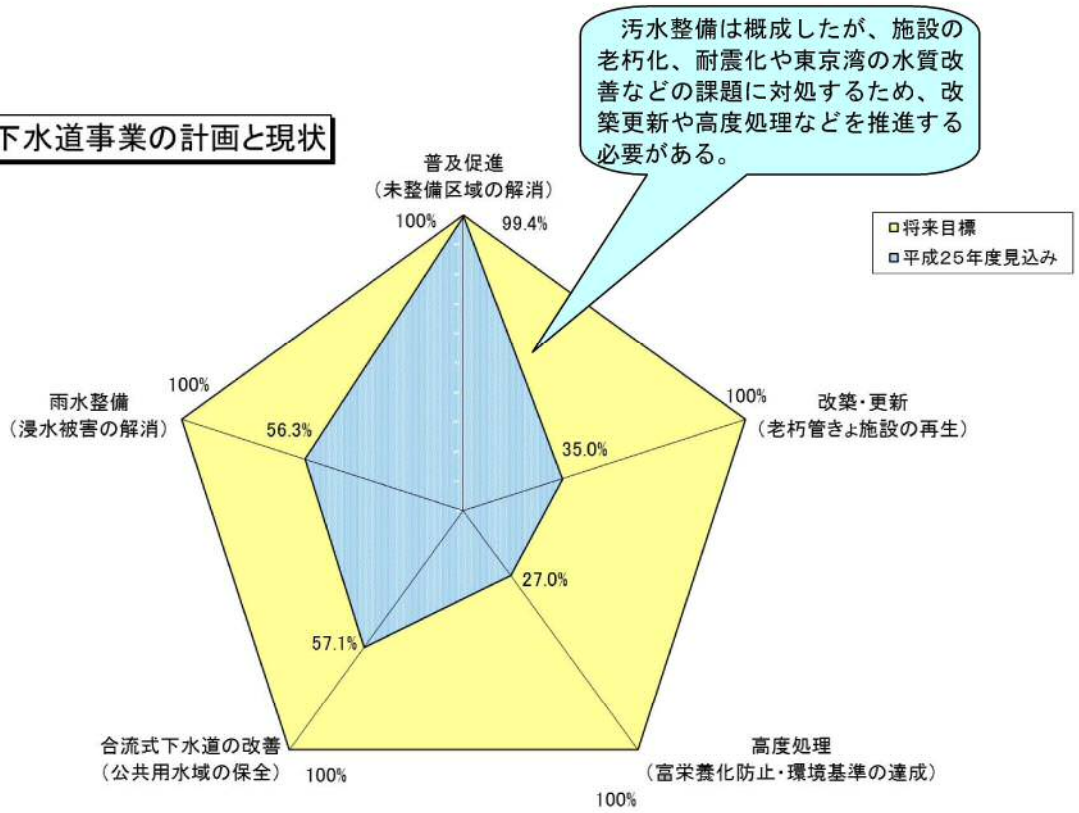

国の下水道事業予算額（国費）と川崎市の国庫補助金の推移

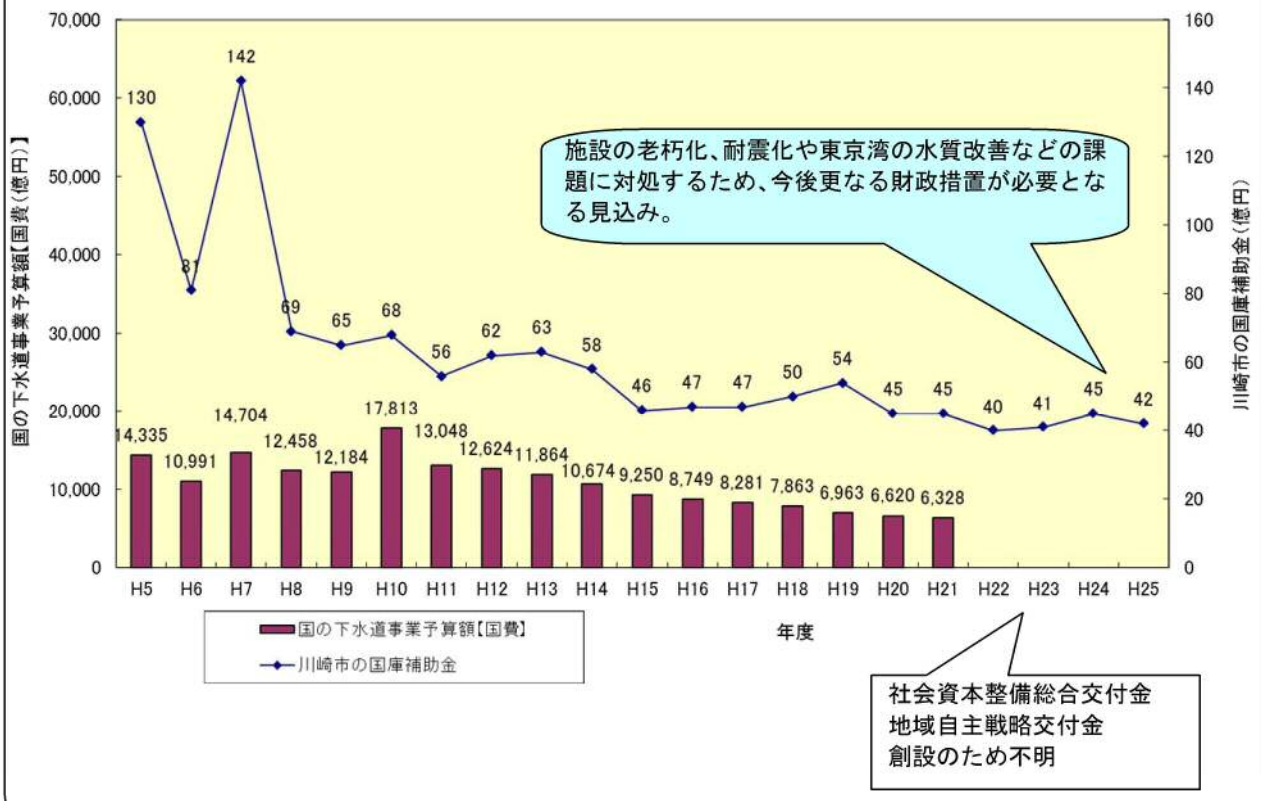

この要請文の担当課／上下水道局下水道部下水道計画課　TEL044-200-2886

福 祉 施 策 等 の 推 進

「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施に向けた制度検討について

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

■　要請事項

１　新制度への制度移行に伴う実施準備にあたっては、事前に迅速かつ詳細な情報提供を行ったうえで、地方の意見を十分に聴取し反映させ、実行可能なものとなるようにするとともに、一方的に地方に事務や負担を課さないようにすること。

２　利用者、事業者、地方自治体が新制度への移行を円滑に実施できるよう、十分かつ適切な準備期間を確保すること。

３　新制度への移行にあたっては、準備経費、事務的経費も含め、適切に必要な財源を確保すること。

４　新制度の実施にあたっては、既存の幼稚園就園奨励費等の制度についても、地域の実情に応じた単価設定とするなど、新制度との整合を考慮するとともに、それに伴う国の財源割合の引上げなど必要な財政措置を講ずること。

■　要請の背景

○　子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）については、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指して、平成２４年８月には「子ども・子育て関連３法案」が可決・成立、公布され、平成２５年度には可能なものから段階的に実施し、平成２７年度の本格実施を目指すとされています。

○　新制度においては、事業実施主体を市町村としている一方、現段階では制度の詳細について具体的内容が示されておらず、「国・都道府県・市町村の役割と責務」や「財源と費用負担」を含め、その制度設計については様々な課題があります。実施にあたっては、現場の混乱を招かないよう、十分な情報提供と準備期間及び新制度への移行に係る財源並びに既存事業との整合性の確保が必要と考えます。

「子ども・子育て支援新制度」の実施に向け今後想定される業務

１　「市町村子ども・子育て事業計画」の策定

２　サービス提供にかかる基本制度及び給付制度の設計

３　サービス事業者の認可・確認基準の設定、事業者の募集、認可・確認業務

４　事務処理にかかるシステムの構築

５　市民への制度周知、情報提供

６　その他

平成２５年度には子ども・子育て支援新制度を段階的実施、平成２７年度から本格実施するためには、国と地方協議のもと、具体的な制度設計等を早急に行わなければならない。

この要請文の担当課／市民・こども局こども本部子育て施策部子育て支援課　TEL 044-200-3533

国民健康保険の財政調整機能の見直しについて

【厚生労働省】

■　要請事項

普通調整交付金（医療分）の算定方法について、調整対象需要額を「医療費実績」から、後期高齢者支援分や介護納付金分と同様に「全国一律の基準に基づくもの」に変更して、医療費適正化の推進になじむ方法に早急に見直すこと。

■　要請の背景

○　国保の保険給付費等は、公費（国・県支出金）と保険料で５０％ずつ賄うことが基本とされ、市町村間で生ずる被保険者の負担能力等の格差を普通調整交付金により是正することとしています。

○　しかし、現在の普通調整交付金（医療分）は、地域差のある「医療費の実績」（調整対象需要額）と被保険者の所得水準に基づく「理論上の収入」（調整対象収入額）の差により算定するため、医療費適正化に努めるほど不利になる仕組となっています。

○　このため、医療費の高い保険者には「普通調整交付金が交付されて保険料が安くなり」、本市を含め、医療費の安い保険者には「普通調整交付金が交付されず保険料が高くなる」という、「逆転現象」も生じています。

○　このような不合理な状況は、市町村間の格差是正を行う制度本来の趣旨から反しており、早急な見直しが必要です。

○　今後は交付金算定に用いる調整対象需要額を地域差のない「全国一律の基準に基づくもの」に早急に改めるべきです。

○　後に制度化された後期高齢者支援分や介護納付金分は、既に「全国一律の基準に基づくもの」となっています。

○　本市は現行の算定方式の影響もあり、普通調整交付金（医療分）が不交付であり、多額の一般会計繰入金によってこの不足分を補っています。

■　費用

○　平成２５年度国民健康保険事業特別会計予算　約１，３３１億円
（うち国庫支出金：約２９７億円　一般会計繰入金：約９４億円）

■　効果等

○　普通調整交付金（医療分）の算定方法の見直しは、本市における国民健康保険制度の財政運営の安定化に貢献します。

● 保険料の不合理な状況［平成 23 年度］

単位:円

	1 人当り医療費	1 人当り保険料	1 人当り普通調整交付金(医療分)
川崎市	282,371	69,201	**0**
A市	340,848	63,837	22,460
B市	317,148	56,394	20,261
C市	369,977	47,383	27,168

※ A市、B 市、C市の 1 人当り保険料は、1 人当り普通調整交付金(医療分)を控除した金額。

● 国庫支出金交付状況［平成 23 年度］

普通は不交付。
特別のみ。

単位 : 百万円

対象	項目	川崎市理論額	川崎市交付額	不交付額	交付率
医療給付費	療給負担金（標準 34%）	16,898	16,381	517	32.96%
	調整交付金（標準９%）	4,505	1,237	**3,268**	2.47%
後期高齢者支援金	療給負担金（標準 34%）	5,259	5,259	0	34.00%
	調整交付金（標準９%）	1,346	479	867	3.20%
介護納付金	療給負担金（標準 34%）	2,293	2,293	0	34.00%
	調整交付金（標準９%）	590	198	392	3.02%

● 国民健康保険特別会計に占める一般会計繰入金(決算)

単位 : 百万円

※ 一般会計からの繰入金は常時126億円から165億円の高水準となっている。

この要請文の担当課 ／ 健康福祉局地域福祉部保険年金課 TEL 044-200-2632

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための措置について

【厚生労働省】

■　要請事項

民間施設も含めた高齢者福祉施設を対象として大規模修繕等に要する経費の国庫負担（補助）を行うこと。

■　要請の背景

○　本市では、「第５期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備の着実な推進に向けた取組を行っています。

○　一方、築２０年を超える特別養護老人ホームの老朽化に対応した大規模修繕が課題となっています。

○　特に、介護保険法施行以前は大規模修繕等に対する引当金の積立には一定の制約があり、また、施設規模を比較的小さく整備していたことから、介護保険による報酬のみでは施設の維持管理が困難な施設が多くなっています。

○　公設施設においても、小規模施設が多く、大規模修繕等の経費は本市負担にて行っております。

■　費用

○　平成２４年９月現在の修繕工事費所要額積算：４８５，７４０千円

○　平成２５年度予算額　３５，１９２千円（国費なし）

■　効果等

○　計画的な改修・修繕に加え、予防保全に対して効果的に経費を投入することで、施設の長寿命化が図られ、改築需要の延伸等 LCC（ライフサイクルコスト）の縮減効果が期待できます。

高齢者福祉施設整備費の国庫負担

社会福祉施設等施設整備費の国庫負担 ⇒ 高齢者福祉施設に対する修繕費補助は平成17年度に制度廃止

介護保険法施行前開所の特別養護老人ホーム

平成25年4月1日現在

施設名称	築年数	定数	指定管理
恒春園	34年	60人	
みかど荘	31年	70人	
太陽の園	28年	66人	
柿生アルナ園	26年	80人	
幸風苑	25年	60人	
和楽館	24年	60人	
長沢壮寿の里	24年	53人	指定管理
緑陽苑	23年	70人	
桜寿園	21年	74人	
虹の里	20年	108人	
多摩川の里	19年	84人	指定管理
すみよし	19年	84人	指定管理
こだなか	19年	50人	指定管理
金井原苑	18年	98人	
菅の里	17年	80人	
すえなが	16年	104人	
大師の里	15年	50人	
しおん	15年	25人	
ひらまの里	14年	84人	指定管理

課題　：　施設老朽化に伴う修繕費用の増大

＜参考＞

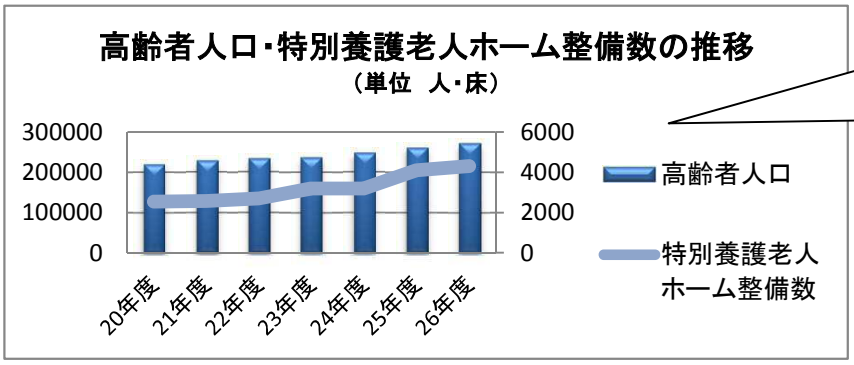

・高齢者人口の増加
・施設整備数の増加
⇒ 整備の必要性

「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、
引き続き高齢者福祉施設等の整備を行い、高齢者福祉の充実を図ります。

この要請文の担当課　／　健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課　TEL 044-200-2633

障害者制度改革に係る財政措置等について

【厚生労働省】

■　要請事項

１　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（平成２６年４月）にあたっては、制度の具体的な内容を可能な限り早期に示し、十分な周知期間を設けること。

２　制度の施行にあたっては、必要となる自治体の準備経費や施行事務経費に対して、十分な財政措置を講じること。

３　障害者支援施設について、都市部の実態を踏まえた指定を行えるよう見直しを行うこと。

■　要請の背景

○　障害者制度改革については、平成２１年１２月に内閣総理大臣を本部長としすべての国務大臣で構成される「障がい者制度改革推進本部」が設置され、制度改革に向けた議論が行われておりましたが、平成２４年通常国会において、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法)」と改正され、平成２５年４月１日から施行されました。障害者総合支援法については、平成２５年４月と平成２６年４月の２段階での施行が予定されており、平成２６年４月には障害支援区分の創設やグループホーム・ケアホームの一元化など大きな制度の改正が予定されています。

○　平成２４年４月の一括法の施行後、障害福祉サービス事業所等の指定の権限が都道府県から政令指定都市、中核市に移譲されたところですが、特定障害福祉サービスについては指定に際し都道府県知事の同意が必要となっていることから、事実上、権限の移譲がなされず、都市部の実態を踏まえた本市独自の指定ができない状況となっています。

■　効果等

○　新たな障害者制度への円滑な移行

○　制度変更に係る自治体の負担の軽減

○　障害者制度改革の推進と効果的な制度運用

障害者制度改革の推進体制

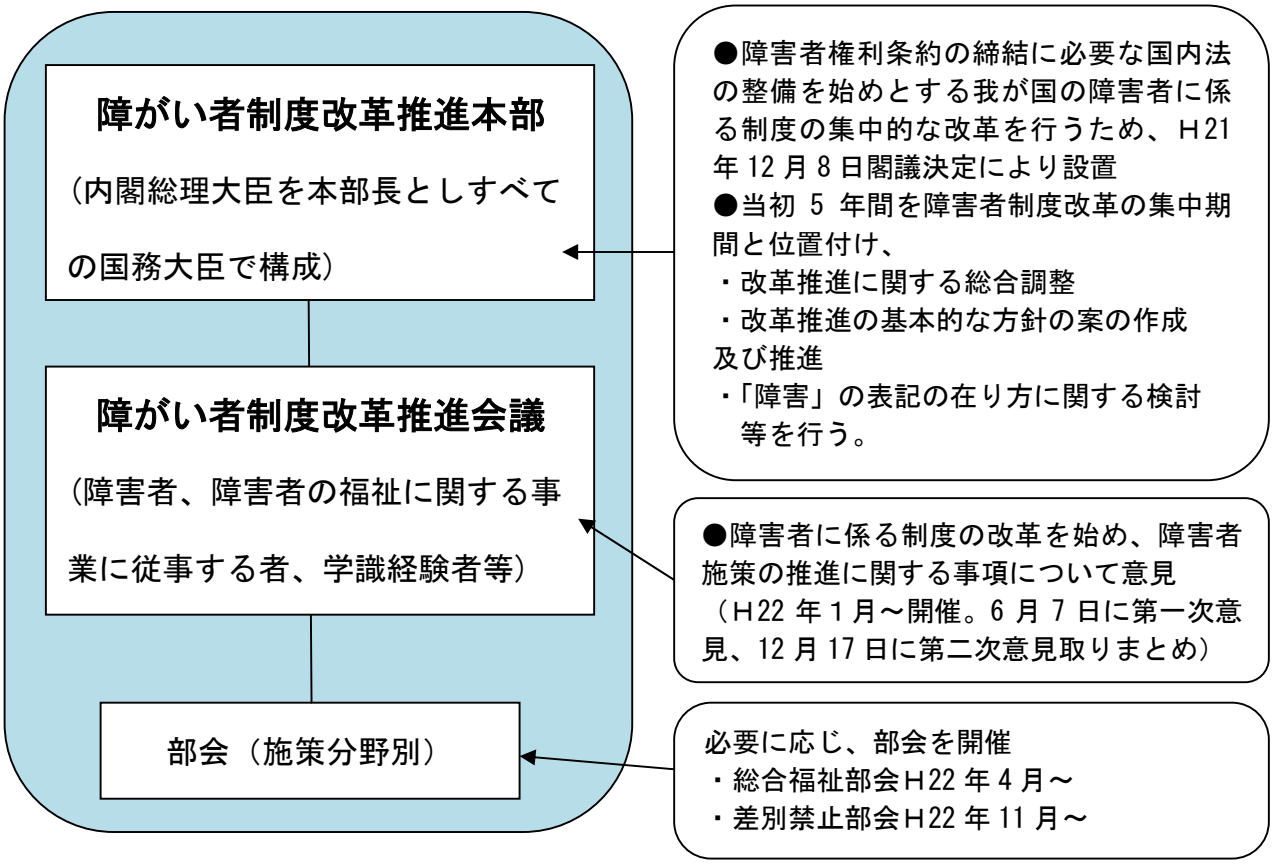

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の概要】

＜平成 25 年 4 月施行分＞

・障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

・その他

障害者に対する支援（地域生活支援事業の追加等）、サービス基盤の計画的整備　等

＜平成 26 年 4 月施行分＞

・障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

・障害者に対する支援（重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護の共同生活援助への一元化、地域移行支援の対象拡大）

〇障害者入所施設の状況

人口 140 万人を超える本市においては、入所施設数が 5 箇所（定員 300 名）のみであるため、在宅障害者の高齢化等の問題から自宅介護が限界に達しており、施設の不足が深刻な状況にあるため、都市部の実態を踏まえた指定を行えるよう、見直しを求める。

平成 21、22、23 年度には入所施設建設を求める請願が提出され、いずれも採択されている。

この要請文の担当課　／　健康福祉局障害保健福祉部障害計画課　TEL　044-200-2654

小児救急医療体制等の拡充について

【厚生労働省】

■　要請事項

１　小児救急医療支援事業及び周産期母子医療センターの整備・運営に対する財政措置の拡充を図ること。

２　小児救急医療を提供する病院を経営する地方自治体に対して、財政措置の一層の拡充を図ること。

３　小児救急医療等を確保するため、診療報酬をさらに大幅に引き上げるとともに、算定対象を拡大し、実態に即した適正な評価を行うこと。

■　要請の背景

○　急速に進む少子高齢化、核家族化等にみられる市民生活の変化に伴い、医療を取り巻く環境が大きく変わり、特に小児科医の減少などに対応するため、小児救急医療体制の充実に向けた取組が求められています。

○　本市では小児の初期救急については、休日急患診療所に加え市内南中北３か所の小児急病センターで、また、重篤な患者については、周産期母子医療センターで、それぞれ対応しており、市で運営するほか、小児救急医療等を担う医療機関への支援を行っています。

○　さらに、小児医療の安定供給のためには、小児科医を安定確保するとともに、小児医療の実態に即した診療報酬体系の構築などにより、小児医療の不採算を原因とする小児科部門の廃止・縮小を防ぐ必要があります。本市では、特に不採算性の高い休日や夜間の救急病院への補助等を行っています。

■　費用

（単位：千円）

平成２５年度予算	総事業費	財　　源
小児救急医療関係事業	383,526	国庫補助金 15,584、県補助金 20,530、 一般財源 347,412
市立病院の小児救急医療経費	107,168	医業収益 34,247、一般会計繰入金 72,921

川崎市の小児救急等医療体制等の拡充

初期救急医療体制

７休日急患診療所（内科・小児科）
各区１か所

南部小児急病センター
（市立川崎病院内）
中部小児急病センター
（日本医科大学武蔵小杉病院内）
北部小児急病センター
（多摩休日夜間急患診療所内）

聖マリアンナ医科大学病院
夜間急患センター（内科・小児科）

二次救急医療体制

病院群輪番制病院（４病院・小児科）
南部保健医療圏

市立多摩病院（小児科）
北部保健医療圏

聖マリアンナ医科大学病院（内科・小児科）

三次救急医療体制・周産期母子医療センター

聖マリアンナ医科大学病院
救命救急センター
総合周産期母子医療センター

日本医科大学武蔵小杉病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

市立川崎病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

小児医療

小児救急等医療体制の維持

財政措置の拡充
・小児救急支援事業や周産期母子医療センターの運営
・病院等を経営する地方自治体

小児科医師の減少

川崎市の人口の推移

		2009年	2010年	2011年	2012年	2015年（推計）
川崎区	総人口	215,979	217,328	216,856	217,235	226,500
	うち15歳未満	25,454	25,380	25,341	25,505	26,900
幸区	総人口	153,217	154,212	155,071	155,976	158,300
	うち15歳未満	19,441	19,378	19,684	20,054	20,300
中原区	総人口	229,662	233,925	234,732	236,629	241,900
	うち15歳未満	29,541	29,780	29,922	30,265	32,000
高津区	総人口	215,199	217,360	219,215	221,364	223,500
	うち15歳未満	29,470	29,469	29,657	29,855	30,900
宮前区	総人口	216,725	218,867	220,448	222,362	223,300
	うち15歳未満	32,897	32,682	32,734	32,822	30,600
多摩区	総人口	211,604	213,894	213,490	213,375	218,200
	うち15歳未満	25,741	25,562	25,265	24,992	26,100
麻生区	総人口	167,172	169,926	170,961	172,223	180,800
	うち15歳未満	23,283	23,320	23,563	23,642	24,500
合計	総人口	*1,409,558*	*1,425,512*	*1,430,773*	*1,439,164*	*1,472,500*
	うち15歳未満	*185,827*	*185,571*	*186,166*	*187,135*	*191,300*

15歳未満の人口増加に対応するためにも、財政措置の拡大が必要

この要請文の担当課／健康福祉局医療政策推進室　TEL　044-200-2420

成人ぜん息患者医療費助成事業について

【環境省】

■　要請事項

川崎市の成人ぜん息患者医療費助成制度を自立支援型公害健康被害予防事業として認定し、事業経費を助成対象とすること。

■　要請の背景

○　平成１９年８月に自動車排出ガスなどの大気汚染物質の排出をめぐる東京大気汚染訴訟が和解しました。和解に際し、東京都と国の間で政治決着が図られ、東京都が提案した都内のぜん息患者を対象とした医療費助成制度が、公害健康被害予防事業基金から予防事業として６０億円の助成を受け、平成２０年に創設されました。

○　本市では、すでに平成１９年 1 月から市内のぜん息患者の健康回復及び福祉の増進を目的とした「成人ぜん息患者医療費助成制度」を独自事業として実施しています。

○　国は、平成２０年度に新たな事業として従来の公害健康被害予防事業に加えて、ぜん息患者の疾患の回復や予防を行うことへの支援を目的とした自立支援型公害健康被害予防事業を創設しました。

○　本市が実施している事業は、国が新たに創設した事業と目的を同じくし、ぜん息患者の健康回復の観点からも継続していくべき重要な支援策と考えており、自治体支援への公平性の観点からも国からの支援が必要と考えています。

■　費用

○　成人ぜん息患者医療費助成の推移　　※全額本市負担　　単位：千円

	H20 決算	H21 決算	H22 決算	H23 決算
扶助費	56,121	97,746	104,619	121,988
助成経費	22,042	21,440	22,252	24,702
合計	78,163	119,186	126,871	146,690

■　効果

○　成人ぜん息患者医療費助成制度を、安定して継続的に実施していくことが可能となります。

気管支ぜん息医療費助成制度比較

対象疾病　気管支ぜん息

	東京都　平成20年8月開始	川崎市　平成19年1月開始
対象地域	都内全域	市内全域
対象者	対象疾病にかかっている18歳以上の者 東京都に引続き1年以上住所を有する者 喫煙者を除く 医療保険各法により、医療に関する給付が行われる者 公健法・都条例等による認定者を除く	対象疾病にかかっている20歳以上の者 川崎市に引続き1年以上住所を有する者 喫煙者を除く 医療保険各法により、医療に関する給付が行われる者 公健法・市条例等による認定者を除く
審査	認定審査を実施	認定審査を実施
助成範囲	本人負担分を全額助成 （所得制限無し）	本人負担分の一部を助成 （所得制限無し）
財源	助成総額 約40億円/年（5年で200億円） ※制度運営費含まず	経費総額 約1億6千9百万円/年 ※制度運営費含む
財源負担	都（1/3）、国（1/3）、 首都高（1/6）、メーカー（1/6）	市の全額負担
助成期間	20年から5年間 （5年後に検証、見直しを実施） ※検証事項 ①大気汚染の改善状況と患者発生状況 ②医療・保険制度等の社会状況 ③環境省の「そらプロジェクト」による疫学調査報告（H23）	定めはなし

この要請文の担当課／健康福祉局健康安全部環境保健課　TEL 044－200－2435

消費生活相談体制の強化継続について

【消費者庁】

■　要請事項

消費者行政の充実強化への取り組みに向けて、現在「地方消費者行政活性化基金」を活用しているが、より一層の強化を図るために同基金による継続的な支援を図ること。

■　要請の背景

○　インターネットの普及等に伴い、消費者相談の増加とともに内容が高度化、複雑化するなど、地方消費者行政に対する市民ニーズが高まっています。

○　国では、平成２１年度消費者庁設立に伴い、地方行政における消費生活相談部門の強化に向けた「地方消費者行政活性化基金」を創設し、本市も同基金を活用し体制強化に取り組むとともに、ＰＩＯ－ＮＥＴ（全国消費生活情報ネットワーク）を活用した消費者支援体制を構築してきました。

○　しかしながら、同基金が平成２５年度をもって終了する状況にあり、継続した地方消費者行政の体制強化に支障を来す恐れがある状況となっています。

■　費用

○　平成２５年度地方消費者行政活性化基金活用事業（相談体制の強化）予算額

約１９，５６７千円　　（県補助　約１９，５６７千円）

■　効果等

○　相談員の増員及び統括管理者等の配置、また相談員の研修及び弁護士等専門家によるアドバイス体制の拡充を図ることにより、市民ニーズに対応したより専門性を有する質の高い相談体制を築くことができます。

相談体制の強化による相談処理の迅速化

川崎市における新規相談件数

	H２２	H２３	H２４
件数	７，７６９	８，０９２	７，５３４

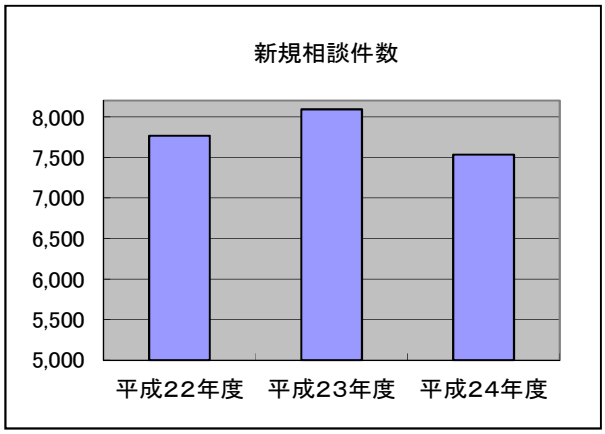

川崎市における高齢者（60 歳以上）の相談件数

	H２２	H２３	H２４
件数	２，１３２	２，３１５	２，３９８

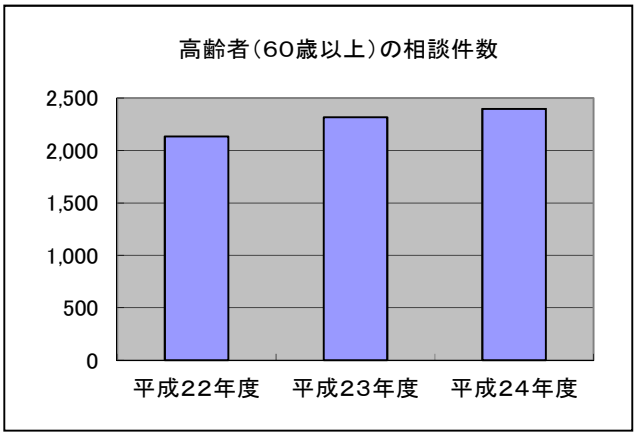

近年の状況

- 社会経済環境の変化、インターネット販売など消費活動の多様化による相談内容の高度化・複雑化
- 高齢化社会による高齢者からの相談増加
- 消費者庁発足に伴う消費者の問題意識の向上により、電話・メールでの相談も増加傾向にあり、より一層きめ細やかな対応が必要

改善の具体例

●増大する相談量への体制整備
- 統括管理相談員設置による体制強化
- 主任相談員制による相談員の継続的レベルアップ

●高度化・複雑化する相談への対応
- 専門家との連携による法的案件への対応強化
- 相談員研修強化による専門的相談への対応強化

同基金による継続的支援の実施が必要不可欠

この要請文の担当課／経済労働局産業政策部消費者行政センター　ＴＥＬ０４４－２００－２２６２

教育・青少年施策の推進

全児童を対象とした放課後児童健全育成事業について

【内閣府・厚生労働省】

■　要請事項

本市の「わくわくプラザ事業」は、国に先駆けて平成１５年４月から全児童を対象とし、「放課後子どもプラン」の目的である、子どもの安全で健やかな居場所づくりを推進してきたものであり、放課後児童健全育成事業を包括していることから、国庫補助制度の要件を緩和し、必要な財政措置を講ずること。

また、子ども・子育て支援新制度における「放課後児童クラブ」の制度設計については、本市の「わくわくプラザ事業」が引き続き円滑に実施できるよう、同様に配慮されること。

■　要請の背景

○　少子化や核家族化の進行、就労形態の変化、都市化による地域の人間関係の希薄化の進行などを背景として、放課後、児童が安全かつ安心して過ごすことができる環境の整備を重要な課題と考えます。放課後対策事業として本市は、すべての小学生を対象として「わくわくプラザ事業」を実施し、希望者全員を受け入れています。その結果として、留守家庭児の待機児童もゼロであります。

○　国が行う放課後児童健全育成事業の補助金要件は、これまでと同様に留守家庭児のみを対象としており、すべての児童を対象としておりません。「わくわくプラザ事業」において当該要件を満たすためには、留守家庭児のために間仕切り等で区切られた専用スペース等を設けなければならず、本市では補助金の対象外となる施設が数多くあります。

○　地域の実情を十分に考慮した実施形態を幅広く認め、放課後児童健全育成事業の補助金交付に係る取扱いの緩和を図る必要があると考えます。

わくわくプラザとは・・・

放課後の子どもたちの居場所づくり事業として、小学校の施設を活用しています。

放課後にランドセルを背負ったままわくわくプラザ室へ行き、集まって友だちと校庭や体育館で遊んだり、室内で工作や宿題をしたりして、仲間づくりをします。

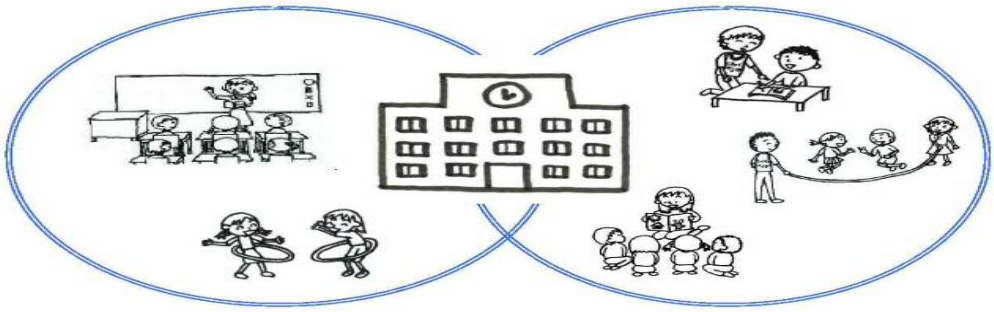

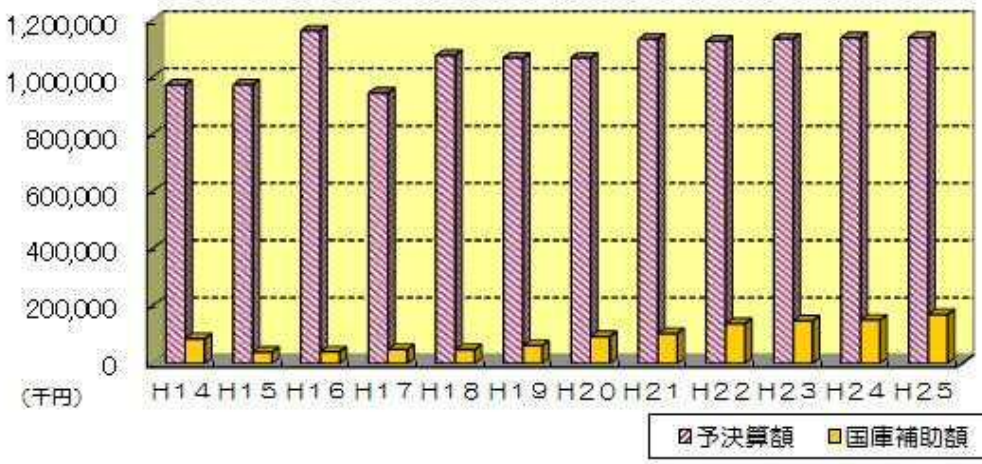

すべての小学生を対象とし、留守家庭児事業（小学校１～３年生対象）を包括する「わくわくプラザ事業」を開始したことにより、国庫補助金対象施設が前年比５４％減となった。

この要請文の担当課／市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課　TEL 044-200-2668

義務教育施設の整備推進について

【文部科学省】

■　要請事項

１　学校防災機能強化等事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。

２　校舎等新増改築事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。

３　校舎等質的整備事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。

４　校舎等老朽化対策事業について、計画事業量に見合う財政措置や制度改正を講ずること。

５　児童生徒の増加対応に必要な学校用地取得について、必要な財政措置を講ずること。

■　要請の背景

○　義務教育施設は、児童生徒の教育活動の拠点であり、かつ地域の防災拠点、地域住民の学習活動等の場となっていることから、本市では、児童生徒等の安全確保を最優先の課題として耐震対策に取り組み校舎等構造体の耐震化は完了しました。今後は非構造部材の耐震化を行うとともに、自家発電機による電力確保をするなど避難場所の中心的な役割を担う体育館の整備を進め、防災機能の強化を進めることとしています。

○　一方、本市の既存義務教育施設は、約７割が建築後２０年を経過し、老朽化が進んでいることから、教育環境の向上を図ることが必要となっており、こうした老朽施設の機能改善を図りつつ教育内容・教育方法等の変化やバリアフリー化等に適切に対応するため、学校トイレ環境整備、エレベータ設置等の個別の質的な向上のための整備を進めています。加えて、義務教育施設全体の長寿命化・質的改善及び環境改善対策として、改修を中心とした既存学校施設の再生整備事業を進めることとしています。

○　さらに、本市においては、大規模な住宅開発等に伴う人口増により児童生徒の増加が進み、普通教室が不足するなどの施設の狭あい化が新たな課題となっています。こうしたことから、教育の機会均等を保障し、その水準の安定的確保を図るため、必要に応じて学校用地を取得しながら、校舎の新増築や改築事業を進める必要があります。

■　費用

○　平成２６年度計画事業費

- 防災機能強化等事業　　５６校　事業費　約８．８億円（国費　約　１．５億円）
- 質的整備事業　　９校　事業費　約　３．４億円　（国費　約　０．７億円）
- 再生整備事業　　２校　事業費　約　４．０億円　（国費　約　０．６億円）
- 児童生徒増加対策事業　１２校　事業費　約９６．６億円　（国費　約８．７億円）

【平成２６年度以降の主な取組み】

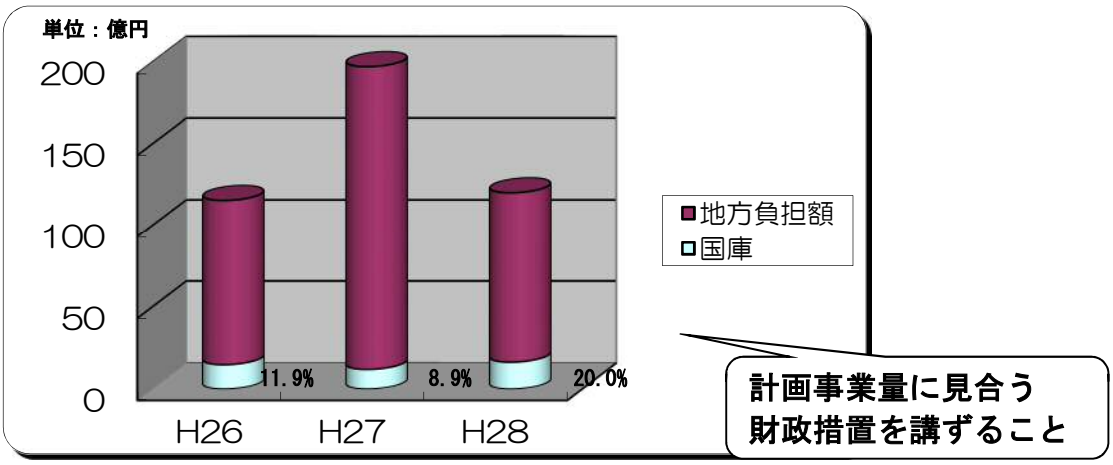

防災機能強化等事業

事業名	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
窓アルミサッシ化 校舎内外装改修 飛散防止フィルム貼付 自家発電機設置 非構造部材の耐震化	５６校	**２６年度**	約１．５億円

質的整備事業計画

事業名	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
学校トイレ環境整備	７校	**２６年度**	約０．６億円
エレベータ設置	２校	**２６年度**	約０．１億円

再生整備事業計画

事業名	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
既存学校施設 再生整備	２校	平成２４～２７年度	約４．０億円 （**２６年度**　約０．６億円）

児童生徒急増対策事業計画

○校舎の増築

学校名	事業年度	概算国庫支出金額
日吉小学校・片平小学校	平成２６年度	約１．９億円
渡田小学校 白鳥中学校	平成２５～２６年度	約１．７億円 （**２６年度**　約１．２億円）
御幸小学校・古川小学校・大師中学校・富士見中学校	平成２６～２７年度	約３．４億円 （**２６年度**　１．０億円）

○校舎の改築

学校名	事業年度	概算国庫支出金額
上丸子小学校 子母口小学校・東橘中学校 （合築整備）	平成２５～２６年度	約８．１億円 （**２６年度**　約４．６億円）

この要請文の担当課 ／ 教育委員会事務局教育環境整備推進室　℡ 044-200-3271